

檜葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

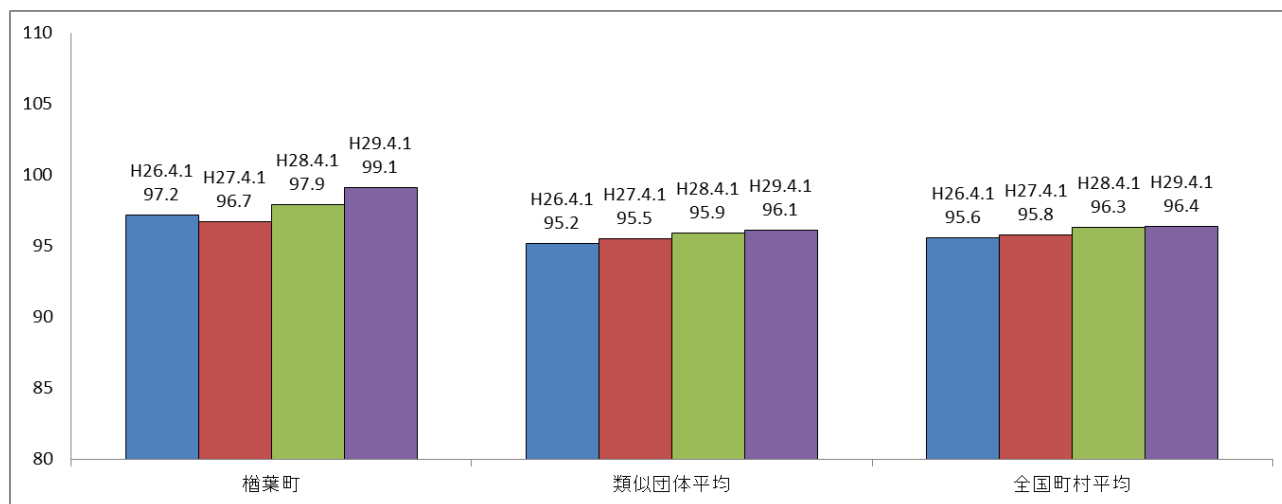
区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	7,281人	千円 17,642,925	千円 1,415,679	千円 1,093,143	% 6.20	% 6.08

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 103	千円 404,088	千円 114,059	千円 153,417	千円 671,564	千円 6,520	千円 5,539

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

激変緩和のため5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表についても、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
檜葉町	39.5歳	298,096円	385,769円	315,896円
福島県	42.7歳	330,000円	412,596円	360,947円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.5歳	304,873円	351,608円	329,655円

② 技能労務職

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、技能労務職員が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檜葉町	50.7歳	356,633円	398,483円
福島県	47.8歳	404,000円	445,822円
類似団体	41.1歳	295,595円	323,564円

(2) 職員の初任給の状況 (29年4月1日現在)

区 分		檜 葉 町	福 島 県	国
一般行政職	大学卒	182,400円	189,100円	178,200円
	高校卒	149,400円	153,900円	146,100円
技能労務職	高校卒	155,100円	152,100円	—
	中学卒	151,217円	143,600円	—
教育職 (幼稚園)	大学卒	182,400円	211,100円	—
	高校卒	149,400円	164,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満
一般行政職	大学卒	274,100円	325,900円	372,000円	386,700円
	高校卒	—	276,500円	—	374,600円

区 分		経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年以上
一般行政職	大学卒	398,200円	404,500円
	高校卒	378,300円	400,500円

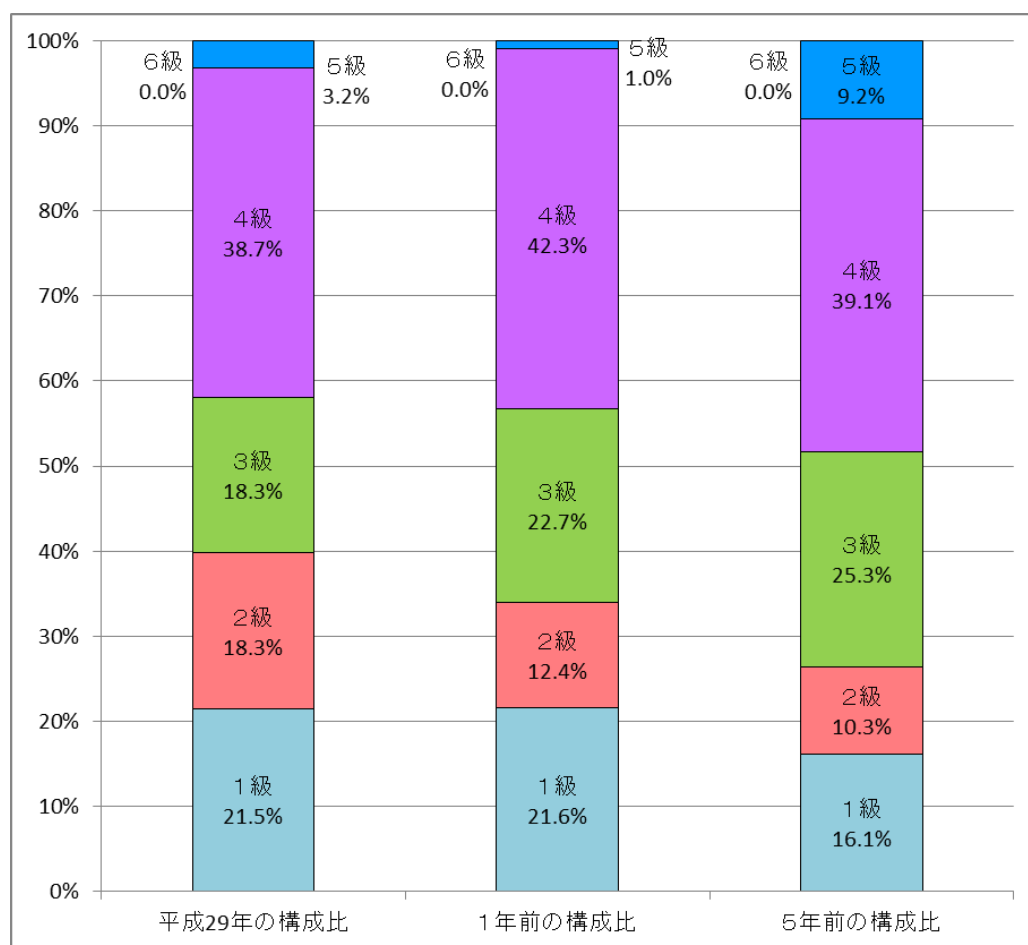
- (注) 1 該当者がいない項目については「—」で記載している。
 2 技能労務職員は、職員数が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。
 3 教職員(幼稚園)は、職員数が3名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	20人	21.5%	144,800円	253,000円
2級	主査	17人	18.3%	196,500円	311,100円
3級	主任主査・係長	17人	18.3%	233,200円	358,200円
4級	課長・主幹・課長補佐	36人	38.7%	267,000円	396,500円
5級	参事	3人	3.2%	294,200円	417,500円
6級	(困)参事	0人	0%	325,800円	418,100円

- (注) 1 檜葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況（檜葉町）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,397千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,734千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.70月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.70月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（檜葉町）

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率

上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

檜 葉 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
自己都合：5,802千円					
応募認定・定年：19,466千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	185 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	8,386 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	19.0 %			
手当の種類（手当数）	11			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する税の徴収、申告及び家屋調査事務に従事したとき	96 千円	日額500円
防疫作業に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	0 千円	1回当たり 1,000円
防疫作業に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	家畜伝染病作業に従事したとき	0 千円	日額500円
結核性疾患者の指導業務に従事する保健師の手当	右記業務に従事した職員	保健師が結核性疾患者の指導業務に従事したとき	0 千円	日額500円
用地交渉に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	用地交渉に従事したとき	39 千円	日額500円

狂犬病予防注射、野犬狩及び死犬等処理に従事する職員の勤務手当	右記業務に従事した職員	狂犬病予防注射、野犬狩及び死犬等処理に従事したとき	4 千円	日額500円
病虫害防除に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	病虫害防除に従事したとき	11 千円	日額500円
死体取扱業務に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	死体取扱業務に従事したとき	0 千円	1回当たり 3,000円
滞納者に対する保険料及び使用料徴収事務に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する保険料及び使用料徴収事務に従事したとき	21 千円	日額 500 円
原子力災害時の立入調査等に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	原子力災害時の立入調査等に従事したとき	15 千円	日額 3,000 円
福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業等に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業に従事したとき	0 千円	1回あたり 2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	52,986千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	541千円
支給実績（27年度決算）	43,070千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	375千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	配偶者10,000円、子8,000円 配偶者、子以外6,500円 配偶者なしの場合、子のうち1人10,000円、父母等9,000円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 11,077	円 201,400
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 4,509	円 265,235

通勤手当	<交通機関利用者> 63,000円まで全額支給。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 21,296	円 195,376
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算	同じ	—	千円 360	円 360,000
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 7,560	円 420,000
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 408	円 31,385
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)	異なる	支給額等	千円 2,730	円 27,300
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	千円 215	円 71,667

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	778,000円 (778,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 345,000円
	副 市 町 村 長	617,000円 (617,000円)	653,000円 / 360,000円
報 酬	議 長	296,000円 (296,000円)	365,000円 / 200,000円
	副 議 長	254,000円 (254,000円)	316,000円 / 168,000円
	議 員	238,000円 (238,000円)	301,000円 / 143,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(28年度支給割合) 3.05 月分	計算の基礎となる額は、給料月額に15%加算した額
	議 長 副 議 長 議 員	(28年度支給割合) 3.05 月分	計算の基礎となる額は、報酬月額に15%加算した額

退職手当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48 給料月額×在職月数×0.29	(1期の手当額) 17,925千円 8,589千円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

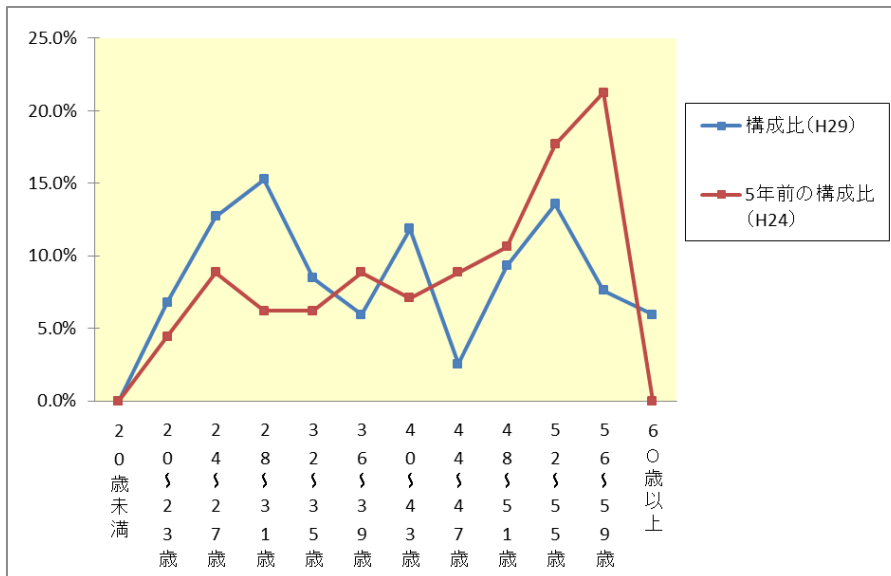
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	出張所規模の縮小のため
		総務・企画	47	42	-5	
		税務	6	7	1	
		労働	—	—	—	
		農林水産	7	8	1	
商工		6	6	0		
土木		8	10	2		
民生衛生		14	16	2		
	計	103	101	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 105.60人)	
	教育部門	13	11	-2		
	消防部門					
	小計	116	112	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.84人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 127.74人)	
公営企業等部門	下水道	2	2	0		
	その他	4	4	0		
	小計	6	6	0		
合計			122	118	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 159.98人
			[123]	[123]	[]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(29年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
	職員数	0人	8人	15人	18人	10人	7人	14人	3人	11人	16人	9人	



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		82	95	92	95	103	101	19(23.2%)
教育		21	15	14	13	13	11	-10(-47.6%)
消防		0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計		103	110	106	108	116	112	9(8.74%)
公営企業等会計計		10	7	7	7	6	6	-4(-40.0%)
総合計		113	117	113	115	122	118	5(4.43%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率
28年度	千円 782,668	千円 44,433	千円 10,704	% 1.4	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,152千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 2	千円 6,916	千円 4,086	千円 2,839	千円 13,840	千円 6,920	千円 6,130

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
檜葉町	35.6歳	301,150円	576,655円
団体平均	43.3歳	340,980円	510,993円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

檜葉町	団体平均等
1人当たり平均支給額（28年度） 1,419千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,474千円
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.70月分 (1.40)月分 (0.80)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（29年4月1日現在）

檜葉町	団体平均等
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合： 0千円 応募認定・定年： 0千円	— 1人当たり平均支給額 7,291千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	3,318千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	1,659千円
支給実績（27年度決算）	1,073千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	358千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円、子8,000円 配偶者、子以外6,500円 配偶者なしの場合、 子のうち1人10,000円、父母等9,000円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 312	円 156,000
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 0	円 0
通勤手当	<交通機関利用者> 63,000円まで全額支給。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 456	円 228,000
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算	同じ	—	千円 0	円 0
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 0	円 0
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)	異なる	支給額等	千円 0	円 0
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	千円 0	円 0